

別表 1 (ワンストップ相談窓口の設置・創業支援制度)【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (北広島町)

創業支援等事業の目標

町商工観光課に担当者を1名配置するとともにワンストップ相談窓口を設置し、各支援機関との連携を図り、創業支援を強化する。

さらに、商工会と連携し、自らが作成した創業計画により、町内において新しく事業を起こそうとする者に対し、創業に要する経費の一部を補助する支援制度を実施する。

目標値：創業支援者数6件/年 創業者数3件/年

※目標値の根拠

町への創業に対する相談について、平成27年度から平成30年度の平均値は窓口相談者数4件、創業者数2件であったが、直近の平成29年度及び平成30年度の窓口相談者数の平均値が5.5件、創業者数の平均値が2件であったことから、実績の平均値と同等の創業支援者数6件、創業者数3件を目標とする。

■町における創業相談・創業件数

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
窓口相談者数	3件	4件	5件	6件	4.5件
創業者数	0件	3件	3件	2件	2件
創業率	0%	75%	60%	34%	45%

(町全体目標値について)

目標値：創業支援者数 6件 (延べ29件) /年 創業者数 3件/年 (延べ13件)

※目標値の根拠

平成27年度から平成30年度の支援者数の実績の平均値とほぼ同等の値を目標値とし、町及び各支援機関とで一体となって支援を行う。

■目標値

区分	支援者数 (相談者数)	創業者数
町	6	3
商工会	6	3
産振構	7	2
広銀	2	1
もみじ	2	1
市信用	2	1
日政金	4	2
延べ 件数	29件	13件

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

<相談窓口の設置>

町商工観光課にワンストップ相談窓口を設け、担当者を1名配置する。創業希望者からの相談内容に応じて、支援事業の情報提供や参加促進を行い、適切な支援機関の窓口や支援事業などにつなぐ。

創業希望者の相談内容、事業ステージや希望を踏まえて各支援機関につなぐ場合は、次の役割を踏まえて実施する。

<創業支援制度の実施>

自らが作成した創業計画により、町内において新しく事業を起こそうとする者に対し、創業に要する経費の一部を補助する。

(補助対象経費)

店舗購入費・改装費（仮設、臨時又は恒常的でない店舗を除く。）、店舗賃借料、販促費、設備費、調査費、開発費、研修費、相談料、（中小企業庁「創業・第二創業促進補助金」の対象経費と重複しないこと。）

(補助率)

対象経費の3分の2以内（限度額50万円）

(補助対象者)

町内に住所を有する者であって、町内において創業を目指す者。

<創業に必要な要素と各連携機関が担う役割>

1 ターゲット市場の見つけ方

町商工観光課は、創業希望者の相談内容に応じた、各支援機関が開催するセミナーへの参加を促す。

商工会は、市場ニーズを把握し、情報提供する。また、相談を通じ、（公財）ひろしま産業振興機構及びミラサポの専門家派遣制度などを積極的に活用することによって、市場分析に関するアドバイスを実施する。

2 ビジネスモデルの構築の仕方

町商工観光課は、創業希望者の相談内容に応じた、各支援機関が開催するセミナーへの参加を促す。

一般的な相談内容について商工会は、創業希望者が考えるターゲット市場等についてアドバイスを実施し、高度な相談内容については、（公財）ひろしま産業振興機構の創業サポーターやミラサポの専門家派遣制度などの積極的な活用によって解決を図る。

3 売れる商品・サービスの作り方

町商工観光課は、創業希望者の相談内容に応じた、各支援機関が開催するセミナーへの参加を促す。

一般的な相談内容について商工会は、創業希望者が考える商品やサービスについてアドバイスを実施し、高度な相談内容については、（公財）ひろしま産業振興機構の創業サポーターやミラサポの専門家派遣制度などの積極的な活用によって解決を図る。

4 適正な価格の設定と効果的な販売方法

町商工観光課は、創業希望者の相談内容に応じた、各支援機関が開催するセミナーへの参加を促す。

一般的な相談内容について商工会は、創業希望者が考える販売先、ターゲット、販売方法、価格等についてアドバイスを実施し、高度な相談内容については、（公財）ひろしま産業振興機構の創業サポーターやミラサポの専門家派遣制度などの積極的な活用によって解決を図る。

5 資金調達の方法

町商工観光課は、創業希望者の相談内容に応じた、各支援機関が開催するセミナーへの参加を促す。

商工会は、資金調達へのアドバイスをを行うとともに、補助金や助成金等の競争的資金や融資制度に対する申請書類の作成の支援を行う。

（株）広島銀行、（株）もみじ銀行、広島市信用組合、（株）日本政策金融公庫は、創業希望者に対してニ

ーズに沿った資金調達の仕方についてアドバイスを行うとともに金融支援を行う。

6 事業計画書の作り方

町商工観光課は、創業希望者の相談内容に応じた、各支援機関が開催するセミナーへの参加を促す。

商工会は、事業計画書の策定について、助言・指導を行う。

(株)広島銀行、(株)もみじ銀行、広島市信用組合、(株)日本政策金融公庫は、創業希望者に対してニーズに沿った事業計画書の策定についてアドバイスを行い、より確実な創業を目指すために策定した事業計画案のブラッシュアップを行う。

7 許認可、手続き

町商工観光課は、創業希望者の相談内容に応じた、各支援機関が開催するセミナーへの参加を促すとともに、創業の許認可や手続きについて、アドバイスや各関係機関への連絡・紹介を行う。

商工会及び(公財)ひろしま産業振興機構は、創業に必要な手続きのアドバイスや各種申請手続きの支援を行う。

8 コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

商工会及び(公財)ひろしま産業振興機構は、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<創業支援機関との連携>

町担当者は、各支援機関の支援体制及び支援内容について、情報交換を積極的に行うとともに、町広報誌や町ホームページ等を活用して、町内の創業希望者への周知を図る。また、各支援機関の支援状況を把握し、支援した創業希望者のその後の創業状況等について、定期的な情報交換により取りまとめる。必要に応じて各支援機関の強みを生かしたフォローアップの対応について連携を図る。

<特定創業支援等事業について>

町は、連携する支援機関等が実施する支援(別表2-1、別表2-2、別表2-3、別表2-4、別表2-5、別表2-6、別表2-7及び別表2-8)で、1か月以上にわたり4回以上継続的に相談等を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓に関するノウハウを習得させる指導を受けたことが報告書等で確認できた者を「特定創業支援等事業」を受けたこととする。

特定創業支援等事業を受けた者から証明書の発行を求められたときは、各支援機関に支援内容の報告書の提出を求め、証明要件を満たしていることを確認の上、町は証明書を発行する。

※なお、別表2-5、2-6、2-7、2-8の人材育成に関する特定創業支援等事業については別表2-1～別表2-4の各々の履修分野で習得させ、補完する。

<各事業の共通事項について>

町は、創業希望者や創業者に対して、事業の進捗状況や本創業支援等事業計画に対する意見を電話やメール等にて聴き取り調査することにより、創業希望者等の要望に沿った体制に改善していくこととする。

特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話やメール等にて確認する。

創業後についても、商工会と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、町広報誌や町ホームページへの掲載など、広くPRをする。

公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとし、各支援機関にもこの方針を徹底する。

各事業の実施において、個人情報保護に関する法令を順守する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

<相談窓口の設置>

- ・町商工観光課に相談窓口を設置する。
- ・相談時間は、土日祝日・年末年始を除いた平日(月曜～金曜)の8時30分～17時15分とする。
- ・担当者を1名配置する。

<創業支援制度の実施>

- ・町広報誌、町ホームページに掲載し、活用を呼びかける他、各支援機関の窓口でチラシの配布により幅広い周知を努める。
- ・創業希望者の創業計画の作成にあたっては、商工会の伴走型支援を受けることを要件とする。
- ・事業完了後も事業計画書に掲げた目標の達成状況をチェックし、商工会と連携してフォローを行う。

<各支援機関との連携>

- ・各支援機関による支援内容について、適宜情報交換を図る。
- ・各支援機関との連携のため、必要に応じて適宜連携会議を開催する。
- ・相談窓口の担当者は各創業支援機関による支援内容を把握し、効果的で適切な支援ができるようメール等により各支援機関との連携を密にする。

計画期間

平成27年4月1日から令和7年3月31日

変更箇所については令和2年4月1日から令和7年3月31日

別表 2-1 (相談窓口の設置と専門家による支援)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 ①北広島町商工会 (2) 住所 ①広島県山県郡北広島町有田 1 2 3 4 - 1 (3) 代表者の氏名 ①会長 砂原 正則 (4) 連絡先 ①TEL : 0 8 2 6 - 7 2 - 2 3 8 0 / FAX : 0 8 2 6 - 7 2 - 5 7 7 0 担当者 : 経営支援課 課長 合野
創業支援等事業の目標
創業希望者に対する相談業務を通じて、専門家等による個別指導を実施する。 目標値 : 相談者数 6 人 / 年 創業者数 3 人 / 年 ※目標値の根拠 商工会の平成 2 7 年度から平成 3 0 年度の窓口相談者数の実績の平均値が 6 件であることから、同程度を目標とし、また創業率を 5 0 % とするため、創業者数 3 件を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・商工会へ創業に関する相談窓口を設置し、窓口において、創業希望者からの相談内容に応じて、次のような経営、財務、人材育成、販路開拓や支援制度等などに関するアドバイスを行う。また、必要に応じて専門家によるマッチングを図る。 ・創業計画書の作成のアドバイス ・資金調達の方法のアドバイス ・雇用に関する法令等の解説や人材育成のアドバイス ・マーケティング手法や販売戦略のアドバイス ・補助金や助成金等の公的施策の情報提供や申請書作成のアドバイス ・こうした内容の指導・支援を 4 回以上、1 か月以上継続することにより、経営、財務、人材育成、販路開拓の内容を習得するものを「特定創業支援等事業」とする。また、創業後のフォローアップを適宜行う。 ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。
(2) 創業支援等事業の実施方法 町と商工会は、相談窓口の周知を図るため、各機関が保有するホームページ等により幅広い情報発信を行う。また、高度な相談内容については(公財)ひろしま産業振興機構及びミラサポ等の専門家派遣制度の積極的な活用により課題解決を図る。 特定創業支援等事業を受けた者については、氏名、住所、連絡先、相談内容、相談日時等を記載した名簿及び報告書を作成し、保管する。また、その者から証明書の交付の希望を受けた場合は、その報告書を当町に提出する。 事業の実施において、個人情報保護に関する法令を順守する。
計画期間
平成 2 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日 変更箇所については令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日 ＊本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明の発行については、改正法第 4 回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-2 (創業セミナーの実施)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 公益財団法人ひろしま産業振興機構</p> <p>(2) 住所 広島県広島市中区千田町三丁目7番47号</p> <p>(3) 代表者の氏名 代表理事副理事長 寄谷 純治</p> <p>(4) 連絡先 TEL: 082-240-7702 / FAX: 082-249-3232 担当者: 藤岡、牧口</p>
創業支援等事業の目標
<p>創業セミナーを実施し、創業セミナーの受講者は、県内全域で、延べ460人程度(平成29~30年度実績461人/年と同程度)とし、新規創業者の確実な創業と経営の安定化を目指す。</p> <p>なお、創業目標は①創業セミナーの実施(別表2-2:460人)、②創業マネージャーによる各種相談対応(別表2-3:340件)、③創業サポーターによる専門アドバイスの実施(別表2-4:330件)の3事業合計で設定することとし、これら3事業による支援対象者(延べ1130件)のうちの創業件数は、平成28~30年度実績(277件/年)に鑑み、他の支援機関との連携を強化することにより、県内全域で年間300件の創業を目指す。</p> <p>北広島町においては、創業支援者数7件/年、創業者数2件/年を目指す。(北広島町の県内人口比率約0.65%)</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業希望者等を対象に、集中指導(ビジネスプラン作成セミナー、起業家講演など)を実施する。 ・開催内容等は、創業マインドの醸成、創業プランの作成及びブラッシュアップ、創業予定者又は創業者との交流、その他創業に関して必要と認められる内容とし、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識が得られるものとする。 ・創業セミナーを1か月以上にわたり4回以上受講し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得できる講座をすべて受講した場合を「特定創業支援等事業」を受けたこととする。 ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当財団が主催するほか、県内の商工会議所・商工会、金融機関、市町等の中小企業支援機関との連携や共催により実施する。 ・1日3~6時間の講義・演習を1~3日間程度×15回程度開催する。(原則無料、定員20名程度) ・セミナーでは他の支援機関のセミナーや支援事業の情報を提供する。 ・北広島町は、窓口や町広報紙、町ホームページ等を通じて、セミナーの開催の広報を行う。 ・他の支援機関においても、窓口において相談者に紹介するなど周知する。 ・特定創業支援等事業を受けた者で、証明書の交付を希望する者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日時を記載した報告書を北広島町に提出する。 ・参加者に対しては、セミナー終了後も継続的に支援する。 ・事業の実施において、個人情報保護に関する法令を順守する。
計画期間
<p>平成27年4月1日から令和7年3月31日 変更箇所については令和2年4月1日から令和7年3月31日 *本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第4回認定日以降の申請が対象となる。</p>

別表 2-3 (創業マネージャーによる相談)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 公益財団法人ひろしま産業振興機構</p> <p>(2) 住所 広島県広島市中区千田町三丁目7番47号</p> <p>(3) 代表者の氏名 代表理事副理事長 寄谷 純治</p> <p>(4) 連絡先 TEL: 082-240-7702 / FAX: 082-249-3232 担当者: 牧野、浅井、恩智、高橋、藤岡、子安</p>
創業支援等事業の目標
<p>創業マネージャーによる各種相談対応を実施し、県内全域で年間延べ340件程度(平成28~30年度実績345件/年と同程度)実施することを目標とし、新規創業者の確実な創業と経営の安定化を目指す。</p> <p>なお、創業目標は①創業セミナーの実施(別表2-2:460人)、②創業マネージャーによる各種相談対応(別表2-3:340件)、③創業サポーターによる専門アドバイスの実施(別表2-4:330件)の3事業合計で設定することとし、これら3事業による支援対象者(延べ1130件)のうちの創業件数は、平成28~30年度実績(277件/年)に鑑み、他の支援機関との連携を強化することにより、県内全域で年間300件の創業を目指す。</p> <p>北広島町においては、創業支援者数7件/年、創業者数2件/年を目指す。(北広島町の県内人口比率約0.65%) (別表2-2の内数)</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業マネージャー及び創業サブマネージャー5名を常勤で配置し、新規創業者からの創業前・創業時・創業後の各段階に応じた相談に対応する。 ・創業マネージャー及び創業サブマネージャーは、新規創業者からの一般的な相談内容について助言を行うほか、より専門的知識が必要な場合は創業サポーターの支援や、創業計画の成熟度に応じた創業セミナーへの参加等について指導する。 ・相談内容に応じて、他の支援機関を紹介する。 ・創業マネージャー及び創業サブマネージャーによる各種相談対応を1か月以上にわたり4回以上継続的に実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる場合を「特定創業支援等事業」とする。 ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業マネージャー及び創業サブマネージャー5名を常勤で配置する。 ・北広島町は、窓口や町広報紙、町ホームページ等を通じて、窓口を紹介するなど広報を行う。また、販路開拓や補助金相談など、強みのある相談を当該窓口を紹介する。 ・他の支援機関も、相談内容に応じて、当該支援機関を紹介する。 ・特定創業支援等事業を受けた者で、証明書の交付を希望する者については、氏名、住所、連絡先、支援内容、支援期間を記載した報告書を北広島町に提出する。 ・事業の実施において、個人情報保護に関する法令を順守する。
計画期間
<p>平成27年4月1日から 令和7年3月31日</p> <p>変更箇所については令和2年4月1日から令和7年3月31日</p> <p>*本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第4回認定日以降の申請が対象となる。</p>

別表 2-4 (創業サポーターによる専門アドバイスの実施)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 公益財団法人ひろしま産業振興機構</p> <p>(2) 住所 広島県広島市中区千田町三丁目7番47号</p> <p>(3) 代表者の氏名 代表理事副理事長 寄谷 純治</p> <p>(4) 連絡先 TEL: 082-240-7702 / FAX: 082-249-3232 担当者: 豊田、牧口</p>
創業支援等事業の目標
<p>創業サポーターによる専門アドバイスを実施し、県内全域で年間延べ330件程度(平成28~30年度実績335件/年と同程度)実施することを目標とし、新規創業者の確実な創業と経営の安定化を目指す。</p> <p>なお、創業目標は①創業セミナーの実施(別表2-2:460人)、②創業マネージャーによる各種相談対応(別表2-3:340件)、③創業サポーターによる専門アドバイスの実施(別表2-4:330件)の3事業合計で設定することとし、これら3事業による支援対象者(延べ1130件)のうちの創業件数は、平成28~30年度実績(277件/年)に鑑み、他の支援機関との連携を強化することにより、県内全域で年間300件の創業を目指す。</p> <p>北広島町においては、創業支援者数7件/年、創業者数2件/年を目指す。(北広島町の県内人口比率約0.65%) (別表2-2の内数)</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規創業者を対象に、創業前1年又は創業後1年以内から2年間で、中小企業診断士・公認会計士・税理士・コンサルタント等の創業サポーターによるビジネスプラン策定、資金調達、会社設立申請、税務申告等についての専門アドバイス等を実施する。 ・支援内容は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・創業計画の作成及びブラッシュアップに関すること ・資金調達(融資、補助金等)に関すること ・創業に関する諸手続きに関すること ・販路開拓、資金調達(創業後)、人材育成などの経営課題の解決に関すること ・その他必要な支援 ・創業サポーターによる専門アドバイスを1か月以上にわたり4回以上継続的に実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる場合を「特定創業支援等事業」とする(別表2-1「相談窓口の設置と専門家による支援」と連携)。 ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援期間は、創業前1年又は創業後1年以内から2年間。1件につき24時間分まで無料。 ・創業サポーター登録者数は149名(平成31年3月末現在)。 ・北広島町は、窓口や町広報紙、町ホームページ等を通じて、窓口を紹介するなど広報を行う。また、窓口において、相談者の希望や相談内容に応じて、当該制度を紹介する。 ・他の支援機関も、相談内容に応じて、当該制度を紹介する。 ・特定創業支援等事業を受けた者で、証明書の交付を希望する者については、氏名、住所、連絡先、支援内容、支援期間を記載した報告書を北広島町に提出する。 ・事業の実施において、個人情報保護に関する法令を順守する。
計画期間
<p>平成27年4月1日から令和7年3月31日 変更箇所については令和2年4月1日から令和7年3月31日 *本計画変更による特定創業等事業に関わる証明書の発行については、改正法第4回認定日以</p>

降の申請が対象となる。

別表 2-5 (事業計画策定等個別支援)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 株式会社広島銀行 (2) 住所 広島県広島市中区紙屋町1丁目3番8号 (3) 代表者の氏名 代表取締役頭取 部谷 俊雄 (4) 連絡先 TEL: 082-504-3861 / FAX: 082-241-2331 担当者: 法人営業部 金融サービス室 担当課長 栗栖
創業支援等事業の目標
本事業は創業に必要なスキルのアドバイスから、創業支援に積極的に取り組む金融機関としての強みを生かした事業計画の策定、資金調達の仕方や企業間同士のマッチングを中心とした、実質的支援を実施し、北広島町内の相談者について、目標を次のとおり設定する。 目標値: 相談者数2件/年 創業者数1件/年 ※目標値の根拠 平成27年度から平成30年度の実績の平均値より、相談者数2件を目標とする。また、目標とする創業率は5割とするため、創業者数1件を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・北広島町内の創業希望者に対し、当銀行の千代田支店と本部（創業者支援を担当とする法人営業部金融サービス室ベンチャー支援担当等）が連携し、次のとおり支援を実施する。 ・事業計画策定等の個別相談への対応から資金調達面での支援を行う。 ・資金調達については、創業補助金の活用等、創業後の経営の安定化を図ることができるよう総合的な支援を行う。 ・当該支援機関が持つ企業ネットワークを生かし、企業間同士のマッチングを行うことで、創業に必要な販路開拓のための支援を行う。 ・雇用等に関する法令・規則の解説や人材育成などの経営課題の解決については、別表2-1～別表2-4の各々の履修分野で習得させ、補完する。 ・事業計画策定等個別支援を1か月以上にわたり4回以上継続的に実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる場合を「特定創業支援等事業」とする。 ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・北広島町及び商工会は、相談窓口において事業計画の策定、資金調達の仕方や企業間同士のマッチングなどの総合的な情報提供や支援が必要であると判断した場合には、相談者の希望や状況に応じて、当該支援機関を紹介する。 ・特定創業支援等事業を受けた者で、証明書の交付を希望する者については、氏名、住所、連絡先、相談内容、相談日時等を記載した名簿及び報告書を作成し、保管する。また、その者から証明書の交付の希望を受けた場合は、その報告書を北広島町に提出する。 ・事業の実施において、個人情報保護に関する法令を順守する。
計画期間
平成27年4月1日から令和7年3月31日 変更箇所については令和2年4月1日から令和7年3月31日 ＊本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第4回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-6 (事業計画策定等個別支援)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 株式会社もみじ銀行 (2) 住所 広島県広島市中区胡町1番24号 (3) 代表者の氏名 取締役頭取 小田 宏史 (4) 連絡先 TEL: 082-241-3022 / FAX: 082-243-8741 担当者: 営業総括部 主任 土井
創業支援等事業の目標
本事業は創業に必要なスキルのアドバイスから、創業支援に積極的に取り組む金融機関としての強みを生かした事業計画の策定、資金調達の仕方や企業間同士のマッチングを中心とした、実質的支援を実施し、北広島町内の相談者について、目標を次のとおり設定する。 目標値: 相談者数2件/年 創業者数1件/年 ※目標値の根拠 平成27年度から平成30年度の実績の平均値より、相談者数2件を目標とする。また、目標とする創業率は5割とするため、創業者数1件を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・北広島町内の創業希望者に対し、当銀行の北広島町内各支店と本部（創業者支援を担当とする部署等）が連携し、次のとおり支援を実施する。 ・事業計画策定等の個別相談への対応から資金調達面での支援を行う。 ・資金調達については、創業補助金の活用等、創業後の経営の安定化を図ることができるよう総合的な支援を行う。 ・当該支援機関が持つ企業ネットワークを生かし、企業間同士のマッチングを行うことで、創業に必要な販路開拓のための支援を行う。 ・雇用等に関する法令・規則の解説や人材育成などの経営課題の解決については、別表2-1～別表2-4の各々の履修分野で習得させ、補完する。 ・事業計画策定等個別支援を1か月以上にわたり4回以上継続的に実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる場合を「特定創業支援等事業」とする。 ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・北広島町及び商工会は、相談窓口において事業計画の策定、資金調達の仕方や企業間同士のマッチングなどの総合的な情報提供や支援が必要であると判断した場合には、相談者の希望や状況に応じて、当該支援機関を紹介する。 ・特定創業支援等事業を受けた者で、証明書の交付を希望する者については、氏名、住所、連絡先、相談内容、相談日時等を記載した名簿及び報告書を作成し、保管する。また、その者から証明書の交付の希望を受けた場合は、その報告書を北広島町に提出する。 ・事業の実施において、個人情報保護に関する法令を順守する。
計画期間
平成27年4月1日から令和7年3月31日 変更箇所については令和2年4月1日から令和7年3月31日 ＊本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第4回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-7 (事業計画策定等個別支援)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 広島市信用組合 (2) 住所 広島県広島市中区袋町3-17 (3) 代表者の氏名 理事長 山本 明弘 (4) 連絡先 TEL: 0826-72-3061 担当者: 千代田支店 課長 藤原
創業支援等事業の目標
本事業は創業に必要なスキルのアドバイスから、創業支援に積極的に取り組む金融機関としての強みを生かした事業計画の策定、資金調達の仕方や企業間同士のマッチングを中心とした、実質的支援を実施し、北広島町内の相談者について、目標を次のとおり設定する。 目標値: 相談者数2件/年 創業者数1件/年 ※目標値の根拠 平成27年度から平成30年度の実績の平均値より、相談者数2件を目標とする。また、目標とする創業率は5割とするため、創業者数1件を目標とする。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・北広島町内の創業希望者に対し、当組合の北広島町内各支店と本部(創業者支援を担当とする審査部審査係等)が連携し、次のとおり支援を実施する。 ・事業計画策定等の個別相談への対応から資金調達面での支援を行う。 ・資金調達については、創業補助金の活用等、創業後の経営の安定化を図ることができるよう総合的な支援を行う。 ・当該支援機関が持つ企業ネットワークを生かし、企業間同士のマッチングを行うことで、創業に必要な販路開拓のための支援を行う。 ・雇用等に関する法令・規則の解説や人材育成などの経営課題の解決については、別表2-1～別表2-4の各々の履修分野で習得させ、補完する。 ・事業計画策定等個別支援を1か月以上にわたり4回以上継続的に実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる場合を「特定創業支援等事業」とする。 ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・北広島町及び商工会は、相談窓口において事業計画の策定、資金調達の仕方や企業間同士のマッチングなどの総合的な情報提供や支援が必要であると判断した場合には、相談者の希望や状況に応じて、当該支援機関を紹介する。 ・特定創業支援等事業を受けた者で、証明書の交付を希望する者については、氏名、住所、連絡先、相談内容、相談日時等を記載した名簿及び報告書を作成し、保管する。また、その者から証明書の交付の希望を受けた場合は、その報告書を北広島町に提出する。 ・事業の実施において、個人情報保護に関する法令を順守する。
計画期間
平成27年4月1日から令和7年3月31日 変更箇所については令和2年4月1日から令和7年3月31日 ＊本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第4回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-8 (事業計画策定等個別支援)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 株式会社日本政策金融公庫</p> <p>(2) 住所 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町ファイナンシャルシティノースタワー</p> <p>(3) 代表者の氏名 代表取締役総裁 田中 一穂</p> <p>(4) 連絡先</p> <p>株式会社日本政策金融公庫 広島支店 国民生活事業 広島県広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング TEL: 082-244-2243 / FAX: 082-242-1546 担当: 犬飼</p>
創業支援等事業の目標
<p>本事業は創業に必要なスキルのアドバイスから、創業支援に積極的に取り組む金融機関としての強みを生かした事業計画の策定や資金調達の仕方を中心とした、実質的支援を実施し、北広島町内の相談者について、目標を次のとおり設定する。</p> <p>目標値: 相談者数4件/年 創業者数2件/年</p> <p>※目標値の根拠</p> <p>平成27年度から平成30年度の実績の平均値より、相談者数4件を目標とする。また、目標とする創業率は5割とするため、創業者数2件を目標とする。</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北広島町内の創業希望者に対し、当該支援機関ではサポートデスクを設置し、次のとおり支援を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画策定等の個別相談への対応から資金調達面での支援を行う。 ・特に資金調達については、創業補助金の活用等、創業後の経営の安定化を図ることができるよう総合的な支援を行う。 【特定創業支援等事業】 当該支援機関が実施するサポートデスクにおける個別相談等の支援と他の創業支援事業者の事業と組み合わせて、1か月以上にわたり4回以上継続的に実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得させる場合を「特定創業支援等事業」とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・「特定創業支援等事業」について当該支援機関が実施するサポートデスクにおける個別相談等の支援では、特に経営、財務のノウハウが習得できるものであり、人材育成、販路開拓のノウハウについては、別表2-1～別表2-4の各々の履修分野で補完、習得することにより、「特定創業支援等事業」とする。 ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあると認められる事業を行う創業者は支援を行わないものとする。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業者専用のサポートデスクを当該支援機関広島支店において開催する。 ・サポートデスクの開設は、平日の9時～17時とする。 ・専門スタッフを配置し、創業に関する様々な相談ニーズに対応する。 ・長年の創業支援で蓄積した経験と情報に基づく制度の高いアドバイスを実施する。 ・「創業計画書」などの基本フォーマットを無料で配布する。 ・「創業の手引き」「創業事例集」などの独自の情報誌を無料で配布する。 ・他の創業支援機関と連携を図り、専門性の高い支援にも対応する。 ・相談料は無料とする。 ・北広島町及び商工会は、相談窓口において事業計画の策定や資金調達の仕方などの総合的な情報提供や支援が必要であると判断した場合には、相談者の希望や状況に応じて、当該支援

機関を紹介する。

- ・特定創業支援等事業を受けた者で、証明書の交付を希望する者については、氏名、住所、連絡先、相談内容、相談日時等を記載した名簿及び報告書を作成し、保管する。また、その者から証明書の交付の希望を受けた場合は、その報告書を北広島町に提出する。
- ・事業の実施において、個人情報保護に関する法令を順守する。

計画期間

平成27年4月1日から令和7年3月31日

変更箇所については令和2年4月1日から令和7年3月31日

*本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第4回認定日以降の申請が対象となる。